

特別の療養費に関する事項

入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟入院基本料(地域一般入院料3) 1日につき1,650円(税込)

この選定療養費(15%)分は、従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特別療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重傷者病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- 人工透析を週2回以上実施されている方(日常生活自立度ランクB以上)

この他にも選定療養から外される条件があります。詳しくは受付窓口へお尋ねください。

入院期間は、厚生労働省が定める計算方式により、原則として他の医療機関での入院期間も通算して計算されます。

選定療養費をご請求させていただく患者様につきましては、担当者より事前にご連絡いたします。

※ご不明な点がございましたら受付窓口へお尋ねください。

赤羽病院

令和6年6月1日 現在